

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話し合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	田貝地区 (田貝集落)	R3.11	

1 対象地区的現状(ha)

①地区内の耕地面積	86.42
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	51.85
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	21.8
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.94
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13.83
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

電気柵が未整備であり、営農に支障をきたしているとともに、圃場未整備がほとんどである。
また、5~10年先の後継者が不明の状態であり、中山間地ゆえ規模拡大が困難であるため集落外からの参入がないことに加え、収量も少ない。米価下落の影響も大きくなっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

将来的には後継者のいる個人経営者のほか、4名の農家で構成する法人が地域の中心経営体となり農地保全に努めていく。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 高齢化に伴い、今後は1名と1法人となる見込みであり、農地の集積・集約化の中心として予定されている。
農地中間管理機構の活用方針 貸付にあたり、農地中間管理機構を活用できるところは前向きに検討する。
基盤整備への取組方針 未整備地がほとんどで現在、調査中。
鳥獣被害防止対策の取組方針 猿害対応として、銀杏と蕎麦を減反農地で栽培しており、耕作放棄地解消も進めていく。
災害対策への取組方針 水害、虫害、高温害などの被害防止のため、農家組合全体で情報共有を図り対策に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
特になし			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。